

昭和35年9月12日
陸幕発厚第220号

改正 昭和53年1月13日陸幕監理第1号
平成元年2月10日陸幕法第25号
平成19年1月9日陸幕法第1号
平成19年3月28日陸幕法第61号
平成21年2月3日陸幕法第10号
平成25年3月22日陸幕厚第20号
平成30年3月14日陸幕法第104号
平成31年4月19日陸幕法第133号
令和4年10月13日陸幕厚第89号
令和5年3月29日陸幕厚第42号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長
(公印省略)

(例規33)

常勤的非常勤職員の長期組合員資格の認定手続に関する通達

標記について、下記のとおり取り扱うこととしたので、これにより処置された
い。

記

- 1 国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)(以下「令」という。)第2条第1項第7号に規定する職員(以下「常勤的非常勤職員」という。)が、長期組合員資格の取得要件(令第12条第2項において除くとされる、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が引き続いて十二月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの。)を具備したときは、当該常勤的

非常勤職員の任命権者又は当該職員の所属する部隊等の長（以下「任命権者等」という。）は、長期組合員資格認定調書（別紙第1）を作成し、直ちに別紙第2の様式により、当該常勤的非常勤職員が所属することとなる共済組合の支部長（以下「支部長」という。）に通知する。

- 2 任命権者等は、前項の通知に基づいて、支部長から長期組合員資格認定の通知を受けた場合は、当該常勤的非常勤職員の人事記録に「令和○年○月○日防共支○○発第○号により令和○年○月○日以降長期組合員資格取得」と記載する。

また、既に長期組合員資格を取得済みの常勤的非常勤職員で人事記録に長期組合員資格取得年月日が記載されていない場合は、速やかに記載する。

長期組合員資格認定調書

1 氏名 (ふりがな)	昭 2 生年月日 平 年 月 日生 令					
	3 現住所					
4 所属部課名	5 所在地					
6 職 名	7 採用年月日 令和 年 月 日					
	8 俸 給					
9 勤務条件 勤務時間からまで 1日 時間 分 平均して 1月 日 週延べ 時間 分						
10 勤 務 日 数 表						
(1) 資格認定の基礎期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで						
月	月	月	月	月	月	月
勤務日数 (開庁日)	()	()	()	()	()	()
月	月	月	月	月	月	月
勤務日数 (開庁日)	()	()	()	()	()	()
有効月数 合計	箇月	(2) 備考 (認定に関し参考となる事項を記載すること。)				
上記のとおり相違ありません。						
任命権者等						

注 「有効月数」とは、国家公務員共済組合法施行令第2条第1項第7号、第12条第2項及び国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日蔵計第2927号）第2条関係第3項に定める「常勤職員に定められている勤務時間により勤務した日が18日（ただし、開庁日数が20日未満の月は、勤務した日は開庁日数から2日減じた日数（開庁日数が19日の場合は17日））以上ある月」の数をいう。

別紙第2
第 号
年 月 日

防衛省共済組合 支部長 殿

任 命 権 者 等
(又はその受任者)

長期組合員資格認定調書の送付について（通知）

標記について、別添のとおり送付したので通知する。